

卒業後50年・実践と研究報告

起業と福祉

・・・ニーズへの挑戦・・・

社会福祉法人 パステル
常務理事 石橋 須見江

I. はじめに

私は、1962年日本社会事業大学社会福祉学部第2期の卒業です。そして、2012年の日本社会事業大学の前期修士課程を修了しました。現職は、障害のある方々を対象とした社会福祉法人パステルを1999年に創設しまして現在に至っております。

2012年（H24）6月24日に日本社会事業大学第51回 社会福祉研究大会がありました。その際、第2期卒業生は、原宿時代から50年の記念の年になるので、自主企画の分科会を設けたいという意見が出ました。したがって、この原稿は、大会において発表したものを掲載させていただいております。

原稿を書くにあたって、大学生時代を思い出ことができました。何といたっても60年安保闘争が学生時代の大半を占めていた時代でしたが、多くの先生たちに囲まれて暖かい学生生活を送ることができました。今思うと、まさに日本の社会事業の歴史の基礎を作り上げてきた先生ばかりで、秘めた情熱の持ち主の先生達ではなかったでしょうか。鷺谷善教先生・中村優一先生・小川政亮先生・小松源助先生、石井哲夫先生・小川利夫先生・飯田精一先生などです。そして、学生部長の五味百合子先生です。怠け者の私は、先生たちのすばらしい力と情熱も知らずに学生時代は過ぎてしまいましたが、その思いが今形になり福祉の仕事ができることへ感謝しております。五味百合子先生からは、美しい容姿と笑顔の中から「須見江さん！正しいことをしていますか？」と問われているよ

うな気持ちになり、「先生！今日も一日納得する仕事をします」といって、一日が始まります。

II. 起業の動機

1. 自己紹介

日本社会事業大学卒業と同時に公立学校の教員となりました。通常学級の教員から特殊学級の教員そして養護学校の義務化と同時に養護学校の教員へと異動しました。その間、教員の研修機関であります教育センターへの異動や管理職等を経験し、退職年齢1年を残し社会福祉法人を創設しました。

2. 教育の実践から見えてきた障害者像

教員生活を通して、多くの障害のある児童・生徒とご家族との交流をたくさん図ることによって、知的障害のある方々について多くを学ぶことができ、私の人生観を築いてくれた大切なものとなりました。そして、その事が社会福祉法人パステルを創設させる大きな動機づけになりました。知的障害のある方々から学んだ事は、(1) 知的障害のある方々の人格は、家庭とのかかわり等環境に左右されやすい。(2) 知的障害のある方がたの行動は、必ず理由があり、結果がある。(3) 心を込めて、触れ合えば必ず結果は良い方向へ向かう。以上のことを、障害のある方々から学ぶことができました。その視点は、人間理解の基本でもあります。発達の視点にたつて心をこめて人間関係を築き総合的な福祉サービスの提供をすることが、卒業していく教え子達へ希望の道へつながればうれしいと考えるようになりました。また、そのことは私の人生観を築いてくれた知的障害者への恩返しでもありました。

| | | |
|----------------|--|---|
| 2002年 (H14) | 10月・入所更生施設ホーム宙開設（定員30名）及び短期入所（4名） | 日本相撲協会より車両寄贈 パステルまつり・パステルセミナー |
| 関連 | 「障害者基本計画」「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）策定 | |
| 2003年 (H15) | セルフ花作業棟増築・パン製造開始 ケアマネジメント試行事業開始（委託）・フロンティアおやま国庫補助内 | 四つ葉会生活協同組合契約（クッキー） パステルまつり・セミナー（自慢のパン作り） ボランティア活動継続 |
| 関連 | 支援費制度実施 | |
| 2004年 (H16) | フロンティアおやま開設 小山地区障害者相談支援センター事業（県委託）開始・GHみなみ開設 障害幼児発達相談事業（キッズサポート太陽）（町委託）開始 居宅介護事業パステル24指定認可 | パステルセミナー・「体力作り」と講演会 パステルまつり・広報誌パステルだより発行 よさこいクラブ・マラソンクラブ・絵画クラブ・絵手紙クラブ・書道クラブ・太極拳クラブ継続訪問支援 ハーブガーデン「6月の森」との契約（ケーキ |
| 関連 | 「障害者基本法」改正・「発達障害者支援法」成立 | |
| 2005年 (H17) | GH/CHおとめ座開設（4名） GH/CHみなみ定員1名増5名 日本船舶振興会福祉車両贈呈 授産施設フロンティアおやま開設（定員30名） | パステルセミナー・「ホノルルマラソン」参加の旅と講演会 パステルまつり・パステルだより発行 アルコア・クロージャー・システムズ財団より寄付及び会社としてボランティア活動 |
| 関連 | 特別障害給付金・「介護保険法」改正・「障害者の雇用の促進等」に関する法律改正 「障害者自立支援法」成立（H18年4月1日施行） 「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」改正 「国民年金法」改正により障害基礎年金と老齢厚生年金の供給が可能になる。 | |
| 2006年 (H18) | NPO法人サークルパステル認可 GHかるべ（定員5名）古河社会福祉協議会より運営委託 3施設（フロンティアおやま・セルフ花・ホーム宙）合同施設旅行・新年、成人を祝う会開催 | パステルセミナー・「町で暮らす」GH利用者による発表と講演会・パステルまつり アルコア・クロージャー・システムズ財団より寄付及び会社としてボランティア活動 社会を明るくする運動協議会との合同ボランティア活動（町内カーブミラー清掃） |
| 関連 | 「障害者自立支援法」完全施行 | |
| 2007年 (H19) | ライフサポートセンターゆめ（相談支援センター）開設 ショップゆめ開店（町内） 授産施設セルフ花クリーニング仕上所の認可を受ける。 GH・CHたのしろう（5名）開設（日本自転車振興会補助による） | 青年学級開催（以来月1回開催） パステルセミナー「自閉性障害のある事例報告会」と講演会・広報誌パステルだより発行 アルコア・クロージャー・システムズ財団より寄付及び会社としてボランティア活動 社会を明るくする運動協議会との合同ボランティア活動（町内カーブミラー清掃） |
| 2008年 (H20) | GH/CHうれしろう（4名）開設 入浴設備及びデイルーム改修 授産施設増築及び授産事業設備（国庫補助） 授産活動弁当部開設準備 工賃倍増事業開始（国庫事業） 発達障害児相談事業及び生活サポート事業開始（町委託） 居宅介護事業に加えて、重度訪問介護と移動支援事業を開始（町委託） 施設外就労の企業契約 | パステルセミナー・パステルだより発行 パステルまつり（町福祉センターにおいて行う。600名の参加者・ボランティア80名参加） 絵画・書道教室・町文化祭その他参加 絵手紙教室NHK特別賞受賞する。 マラソンクラブ・市民マラソン参加 よさこいクラブ・栃木、藤岡まつり招待 アルコア・クロージャー・システムズ財団より寄付及び会社としてボランティア活動 明るい社会づくり協議会との合同ボランティア活動（町内カーブミラー清掃） |
| 2009年 (H21) | 生活介護事業所つるたま開設 栃木県立高等専門技術学校より障害者職業訓練校委託・施設外就労契約目標管理・人事考課制度の導入 | パステル10周年を祝う会（パステルセミナー） 明るい社会づくり協議会との合同ボランティア活動（町内カーブミラー清掃） ボランティア活動継続 |
| 関連 | 地方分権改革推進計画 障害者制度改革推進本部を内閣に設置 | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 2010年 (H22) | ホーム由障害者支援施設と名称変更 第1号職場適応援助者(ジョブコーチ)助成金事業資格認定 介護職員処遇改善交付金導入 | パステルセミナー・パステル便り発行 明るい社会づくり協議会との合同ボランティア活動(町内カープミラー清掃) ボランティア活動継続 |
| 2011年 (H23) | 児童発達支援センター開設 CHたのしそ増築 茨城県森林整備加速化・林業再生基金事業補助事業交付決定 キャリアパス導入 | オーストラリアケアンズ訪問(小山市長親書) ミュージック・ケアとちぎ研修会開催 パステルセミナー・パステル便り発行 訪問歯科診療開始 理髪店ボランティア開始 |
| 関連 | 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言のとりまとめ | |
| 2012年 (H24) | 法人の全国化開始 多機能型事業所いちばん星・相談センターネーブル開設 つるたみ就労継続B事業開設 児童発達支援・放課後等デイサービス事業なかよしランド法改正 | ミュージック・ケアとちぎ研究会発足 協働ボランティア栃木県立小山南高等学校 パステルセミナー・集いにおいては、創立以来の絵手紙・絵画・よさこい・マラソンクラブを中心にパネル展と体験コーナーを開催し、よさこい総踊りを実施(600名参加) |
| 関連 | 虐待防止法成立・児童福祉法成立 「地域における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定 | |

(3) パステルの歴史から考察する福祉経営

たパステルの歴史は、措置時代(H10～14)・支援費制度(H15～17)・障害者自立支援法(H18～)と大別することができ、その歴史は、①利用者の広がり②地域の広がり③行政とのかわり④人材育成と専門職の導入と言える。医療的配置は勿論、特に専門職の導入に関しては、経営的視点においては顧問弁護士・民間監査法人・社会労務士・税理士であり、支援上の視点としては、臨床発達心理士・理学療法士・ジョブコーチ・ミュージック・ケア専門職・自閉症専門職などの配置をした。

IV. パステルの実践報告

(1) 社会福祉法における障害福祉の理念

①地域における福祉のニーズに自主的に対応した効率的で質の高いサービスを提供すること。

社会福祉法第78条(福祉サービスの質の向上のための措置等)

社会福祉法第24条(社会福祉法人の経営原則)

②福祉サービスとは、利用者にとって必要なサービスとは何か。最も有益なサービスは何かを判断できる専門性を有していること。(社会福祉法第3条 基本理念)

③利用者の意思および人格の尊重、あるいは利用者の立場に立って、どのようにサービスを提供していくか。社会福祉法第5条(福祉サービス提供の原則)

社会福祉法の視点から、「利用者の日常生活の質(QOL)を確保し、利用者がそのらしい生活を過ごせるように支援すること。」にまとめることができる。

(2) 社会福祉法人パステルの経営理念

パステルの経営理念を自立へのステージとし、その理念を実現するために①自立支援②主体性の尊重③家族支援④地域生活の充実とする。さらに、その具体策として利用者にとっても、職員にとっても明確でわかりやすいことや頑張れば楽しくなる・明るい道が見える・明日への希望が見えるように「楽しく働く」「元気に遊ぶ」「豊かに住む」の視点が円を描けるように事業計画を作成する。そこに、サービスの質の向上の必要性が問われる。サービスの質は、利用者を満足させるのではなく利用者が満足するサービスであり、まさに自己実現へ道である。

(3) 事業展開(次ページへ)

事例Aさんの展開……コミュニティソーシャル

ワークの視点

社会福祉法第3条の基本理念に基づき、それに続いて第4条地域福祉の推進では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力し、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に参加できるよう地域福祉の推進に努めること」を規定している。そこで、パステルでは、地域自立生活支援部会を組織化し、その人らしい生活を過ごせるように支援している。

名称……地域自立生活支援部会

構成……各事業所施設長・各事業所相談センター相談員・ケア・グループホームサービス提供責任者・居宅介護事業所管理者・看護師・ケース担当者等で構成。必要に応じて外部による専門職・行政関係の方々とともに検討する。

会議の開催……毎月1回定期的開催を原則とする。また、必要に応じて開催する。

支援の実例……家庭からの自立を求めて

ステップ1……本人・家族・町福祉課・社会福祉協議会・民生委員・相談センター

課題……本人の障害者年金で家族が生活をしているために、家族の考え方への調整と経済的基盤の整備を検討し、本人の自立対策を具体化する。

ステップ2・課題：パステル内グループ(ケア)ホーム利用と通所事業所の利用について

ステップ3・課題：グループホーム内における生活習慣の形成と衝動的行動について

(4) 自己実現へのプロセスと心の変容

Aさんの自立にとって何が大切かを追求しながら地域自立生活支援部会は合会を重ねている。利用者自らが実践することが重要である。自らが自らを認めることから始まる。多くの経験を支援計画として準備することによって本当の自分と向き合える人になるように支えることが、質の高いサービスの基礎になることと考える。Aさんの実践課題は、生活習慣の形成の一つである「約束を守って冷蔵庫を使う。」「決められた時間に外出す

る。」などのように、「どうやって、周りの人と関わっていくか」という問いにAさんは立たされている。自己表現の過程にあり、その経験の中Aさんが自ら生きるという基本的なものを学んで自己実現への道をたどってほしいものである。

自己実現への心の変容

| | |
|------|----------------------------------|
| 自己表出 | 自分を素直に表現できる。 |
| 自己受容 | 人との関わりを持つことにより、自分のことが理解できるようになる。 |
| 自己表現 | 思っている事や考えていることを素直に表現できる。 |
| 自己決定 | 自己への夢を持ち形にすることができる。 |

V. 福祉と経営……「夢を創る福祉経営」を目指して……

(1) 決める法人・実践する法人

法人を経営する事業者にとっては、法改正のたびに社会福祉法人の役割は保障できるのかという不安と同時に、新たな制度のもとで何ができるのかを検討し実践してきた。その実践の姿勢は、「様子を見てから決めよう」ではなく「決める・実践する法人」として歩んできた。社会福祉法人が制度化される以前の先人たちは困っている人々に率先して救いの手を差し伸べてきた。社会福祉法人は、先人の歩んだ道を忘れてはならない。

(2) 大きな変化に対応できる法人

最近、相談に来られる方々の相談内容に大きな変化がみられる。「家族で抱えてきたけれど親は高齢となりました。兄弟では見られません」「一人暮らしです。どうしたらよいでしょうか」「大学も出ています。どこに行っても務まりません。ハローワークには行っています。」「障害年金がありません。生活保護は受けられません。家族では面倒を見られません」今、このように制度の狭間の方々がたくさん相談に見えます。少子高齢化が進行するとともに働き方の多様化や世帯構造の変化が背景にあり家族機能の不全や地域の連帯が希薄化している。この時こそ社会福祉法人が地域に

なくてはならない社会資源としての機能を一層発揮できるような環境整備が必要になる。

(3) 「健康」「居住」「就労」を保障できる法人

「地域社会を構成する一員として日常生活を営む」という地域社会の中での「自立」と「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」という二面性を持っている。「健康」「居住」「就労」を達成するため対人福祉サービスの推進とそのため組織活動が必要となる。

VI おわりに

今回の社会福祉研究大会における自主企画の中心的役割を担った方々は、学2期同窓生の板橋正・落合文雄・坂本正路さんの仲吉グループでした。「今の学生に語りかけたい」「起業の心意気を発表してほしい」というものでした。

当日は、新たに日本社会事業大学理事長になら

れた潮谷義子さんがコーディネーターを務めました。会場は70余名の方々が会場に見えました。潮谷コーディネーターからは、今回の発表のまとめとして「アクション」「ミッション」「ファッション」の三つの要素から実践されていると評価をいただきました。同窓生も約20名が参加されました。また、会場には多くの学生さんも参加されておりました。また、同窓生からは、50年たっても大学で学んだことが人生の柱・生きる柱になっていることに感動しました。なぜなら、その夜は箱根で旧交を温めましたが、夜の話題は、福祉の話でもちきりでした。これも、日本社会事業大学というステージが私たちに見えない教育をしていただいたのだとしみじみ思いながら一夜を過ごしました。「見えない教育」このことこそが伝統といわれるものと思います。一人の卒業生として、日本社会事業大学の伝統を守り、心を込めた仕事をしたいと新たな決意をさせていただいた一日でした。

